

第6章 人権教育

1 人権教育の推進

私たちは誰もが幸せによりよく生きたいと願っており、それは人間が人間として生きる権利です。

我が国においては、平成6年4月に「児童の権利に関する条約」^{*1}が批准され、同年5月に発効しました。この条約は子供の人権の尊重と保護のために制定されたものであり、主な内容は、基本的には我が国の憲法や法律において保障されているものです。また、平成16年度には、「児童虐待の防止等に関する法律」^{*2}の一部も改正され、学校及び教職員に対して、児童虐待防止等のために適切な役割を果たすよう、早期発見の努力義務や関係機関への通告義務等の責務が課せられています。児童生徒と日常的に関わりをもつ教師こそ、児童生徒の人権について考えるとともに、人権に対する意識を高め、鋭敏な感覚をもちたいものです。他にも私たちの周りには、いじめの問題をはじめとして、インターネット等による人権侵害、同和問題、高齢者や障害のある人・女性・外国人・性同一性障害者^{*3}等に対する差別や偏見等の人権問題が存在しており、充実した人権教育の推進が求められています。

また、学校における人権教育の目標には、「『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』を単に理解するに止まることなく、それが、態度や行動に現れるようになることが求められる。^{*4}」と掲げられています。学校においては、このことを踏まえて、人権教育を推進していくことが大切です。

^{*1}児童の権利に関する条約

- ・http://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/jidou/main4_a9.htm (文部科学省)
- ・『児童の権利に関する条約』について」文部事務次官通知 平成6年5月20日
- ・「一人一人を大切にー学校生活と子どもの人権ー」富山県教育委員会 平成7年度

^{*2}児童虐待の防止等に関する法律(巻末資料3参照)

- ・http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/04121502/051.htm (文部科学省)
- ・「学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について」文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知 平成18年6月5日
- ・<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/01.html> (厚生労働省)

^{*3}性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について(教職員向け) 平成28年4月1日

- ・http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm (文部科学省)

^{*4}引用

- ・「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」人権教育の指導方法等に関する調査研究会議 平成20年3月

<人権教育の基本方針>

「人類普遍の原理である自由・平等の原則と日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、社会の中に根強く残っている不合理な差別をなくし、基本的人権を尊重する精神の涵養と実践力の高揚を図る。」ために、次のように努めることが望まれます。

- ア 児童生徒の実態と発達の段階を踏まえ、教育活動全体を通して人権教育を推進する。
- イ 各教科等の指導内容、指導事項を明確にして、人権教育の指導の充実に努める。
- ウ 家庭や地域社会との連携を深め、一体となって人権教育を推進する。
- エ 人権教育についての研修を通して教職員の認識を深め、指導力を高めるように努める。

(「人権教育指導のために(第32集)」富山県教育委員会 平成29年3月)

2 学校における人権教育

(1) 人権教育の目標

学校教育は、人権尊重の精神を育てる上で極めて大きな役割を果たすものです。特に、児童生徒一人一人の人権を大切にしていける教師の姿勢は、児童生徒におのずと相手を尊重しようという意識を育てます。

人権教育の目標は、一人一人が人間としてかけがえのない存在であることを自覚し、いじめや偏見・差別をなくし、互いに尊重し合い、好ましい人間関係を築いていこうとする心と態度を育てることにあります。人権尊重の精神を基盤とした指導を行う際には、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間や、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて推進していくことが大切です。

(2) 人権尊重と教育活動

人権教育を展開する際には、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要です。

また、授業を構想する際は、以下に示した諸点に留意するとともに、個に応じた指導を充実させながら、人権意識や実践力等を身に付けていく必要があります。

ア 「地域の教育力」の活用

各教科等の特質に応じて、地域のひと・もの・ことや施設等、地域の教育力を計画的・効果的に活用して、教育活動全体を通して人権教育を推進していきます。

イ 「体験的な活動」の重視

フィールドワーク等の体験活動を積極的に活用して、人権についての「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」を育て、人権感覚を育成していきます。

ウ 関係諸機関との連携・協力

大学や研究機関、市民団体等、人権教育に関係する諸機関の協力を得て多様な学習活動を行うことは、人権感覚の育成に大きな効果があります。また、児童生徒が障害者施設や高齢者施設等を直接訪問して様々な人と交流したり、ボランティア活動を体験したりする学習活動を取り入れることによって、高齢者や障害者をはじめ様々な人々と触れ合いながら人権に対する理解をより一層深め、豊かな人権感覚を育てていきます。

エ 学習形態、教育方法上の工夫

児童生徒の実態を踏まえ、人権教育の目的・内容に応じて、計画的に一斉学習・グループ学習・個別学習等の学習形態を工夫します。また、授業担当教員とゲストティーチャー（地域人材等）とのチームティーチングを取り入れたり、コンピュータ等の情報機器を活用したりするなど、指導形態・方法を工夫します。

オ 学級活動やホームルーム活動、進路指導との関連

人間としての生き方について学ぶ学級活動やホームルーム活動、進路指導の機会等を通して長期的・広域的視野から人権教育を推進していきます。特に、人権に関する学習活動

の中で、人権を守り人権尊重の社会を支える専門家と出会うことは、児童生徒にとって人権感覚を培う契機となります。人権尊重の姿勢で誠実に職責を果たす人々の話を直接に聴くことは、将来設計やキャリア形成を考える上でも、教育的効果があります。

(3) 指導上の留意事項

ア 教育の中立性の確保

学校における人権教育については、教育の中立性を確保することが厳に求められます。

学校は、公教育を担うものとして、特定の主義主張に偏ることなく、主体性をもって人権教育に取り組む必要があります。学校の教育活動と特定の立場に立つ政治運動・社会運動とは、明確に区別されなければなりません。

このことを踏まえ、具体的な指導計画をつくる際は、中立性の確保に十分な注意を払わなければなりません。

イ 個人情報やプライバシーに関することへの配慮

学校において多様な学習活動を進めていく際、様々な個人情報等に接することがあります。特に、人権教育では、自分について語ることを含め、児童生徒のプライバシーに関わる内容を扱うことも多くあります。こうした学習活動は、人権教育を効果的に行う上で大きな意味をもちますが、個人情報等を取り上げる際には、本人や保護者の同意を得るなどの配慮が必要です。

3 学級における人権教育

(1) 基本的な考え方

教師は、指導者という意識を保持しつつも、児童生徒の目の高さに立ち、一人一人に温かい心で接する中で信頼関係をつくるように努めなくてはなりません。その上で、児童生徒一人一人のよさを生かしながら、共に成長する姿勢で学級運営に当たることが大切です。

(2) 実践に当たっての留意点

ア 学級運営に当たっては、個と集団との関係の中で一人一人を支える学級づくりを目指すことが求められます。一人一人の発言が大切にされ、差別や偏見、いじめのない明るい学級をつくることが何よりも大切です。

イ 配慮を要する児童生徒への指導・援助においては、その実態を的確に把握し、保護者との連携、教師間の共通理解を図ることが大切です。

ウ 人権教育を進めるに当たっては、日常の学級運営や教科等の指導を通して、人権尊重の精神を身に付けさせるとともに、望ましい人間関係を育むよう指導を充実させることが大切です。また、教師としての人権意識を振り返ることも大切です。

* 参考資料 「教師用 人権意識チェック表(例)」

(「人権教育指導のために(第32集)」富山県教育委員会 平成29年3月)

エ 学級では人権を尊重する視点から、教室環境(作品掲示等を含む)や言語環境等にも留意することが大切です。

4 いじめ問題への対応

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（平成25年法律第71号 いじめ防止対策推進法より）とされています。いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要です。

*巻末資料4参照

ア いじめか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立って行う。

(ア) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味します。

(イ) けんかは除きますが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要です。

イ いじめは学校外でも起きる。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒が有する何らかの人的関係を指します。

ウ いじめと遊びやけんかの違い

けんかは、力が対等な子供の間にかかる争いで、原因が明確で、勝ち負けが決まれば必要以上に攻撃しません。遊びは、対等な関係で、役割の交代があります。

(2) いじめへの対応と指導

いじめ防止対策推進法ではいじめを防止するための取組を重視し、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実や、保護者・地域住民との連携を挙げています。いじめの早期発見のために相談体制を整備することも大切です。

いじめを把握したときは、人権尊重の観点からも全校体制で迅速かつ適切な指導をしなければなりません。対応が不適切であれば、児童生徒の苦痛が増し、事態がますます深刻になっていく場合があります。

ア いじめられた児童生徒への対応 → つらい気持ちを理解する

学校は、全力で守ることをしっかり伝え、「先生は今後いかなることがあっても自分を守ってくれる」という安心感や信頼感をもてるようにすることが大切です。

(ア) 事実を正確に把握する。

① 一対一で、落ち着ける場所で、じっくりと共感的な態度で児童生徒の話を聴きます。そのためにも、日頃から児童生徒との信頼関係づくりを心がけて接することが大切です。

② いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒だけでなく、周りで見っていた児童生徒か

第6章 人権教育

らも話を聴き、できる限り事実を正確に把握します。

- ③ 問題の解決に当たっては、学級担任が一人で抱え込まず、学年主任、生徒指導主事等を通して教頭等に報告・相談し、解決の方策等についてチームの方針を立てることが大切です。場合によっては、関係機関との連携を図る必要があります。

(イ) 保護者との連携を図る。

- ① 保護者には誠意ある態度で事実を正確に伝える必要があります。
② 教職員全員でいじめから守るようにすることや解決に向けての方策等、学校の方針について保護者の理解を得た上で、連携しながら解決を図ることが大切です。

(ウ) 自立を支える。

- ① いじめによって受けた心の傷を温かく癒すことに努めます。
② 対人関係に不安があるときには、教育相談を継続しながら温かく支え、共に考える姿勢で自立を促していくことが求められます。

イ いじめた児童生徒への指導 → いじめは絶対に許さない

指導が適切でないといじめが一段と陰湿で深刻なものになることがあるので、細心の注意を払って対応することが大切です。

(ア) 事実を確認する。（「行為」を問題にして、「人格」を否定しない）

弁解や不満にも耳を傾けながら、事実関係を正確に把握します。

(イ) 相手の心の痛みに気付かせる。

- ① いじめは人間として絶対に許されない行為であることを教えます。
② 毅然とした態度で指導に当たらなければなりません。体罰は法的にも人権尊重の観点からも絶対に許されないことです。

(ウ) 保護者との連携を図る。

事実を正確に伝え、児童生徒の生活を振り返り、問題解決の方策を話し合います。

ウ 「観衆」や「傍観者」への指導

「観衆」や「傍観者」も、いじめを受けている児童生徒にとっては心理的な加害者であるとの認識に立ち、望ましい集団の在り方を児童生徒と一緒に考えていくことが大切です。

※ 「観衆」「傍観者」 第7章 p66参照